

28 いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

指宿市立山川中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、「対岸の火事ではない」という危機感をもつ。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止める。
- 3 いじめられる生徒を絶対を守る。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 5 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- 6 荒れすさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- 7 重大事態には、教育委員会や警察等、関係機関と必ず連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して該当児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織「いじめ対策委員会」

1 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭

（必要に応じて指宿警察署、主任児童員、人権擁護委員等に出席を要請する）

3 開催委員会

- (1) 校内委員会（毎週火曜2校時） ※生徒指導委員会を兼ねる。
- (2) 臨時委員会（事案に応じて）

4 内容

- (1) 「学校基本方針」の作成、実行、検証、修正
- (2) いじめの疑いに関する情報等の収集、記録、共有
- (3) いじめの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない，許さない」資質をはぐくむために，あらゆる教育活動の場面において，道德教育に資する学習の充実に努め，道德主任を中心に，全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて，重点化を図り，時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめを考える週間（４・９月）」に，「２主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめを考える週間（４・９月）」の取組を通して

- 実施項目に基づき，各学級や生徒の実態に応じて，以下の内容について取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した，いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 生徒会による，いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長による講話
 - ・ 「いじめ対策必携」を活用する等，いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりや学年だより，PTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

3 情報モラル教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り，安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ，いじめの未然防止に努める。

(2) 「人権教室（携帯・インターネット安全教室）」の実施：６月

(3) 「携帯・ネット利用調査」の実施（７・９月）

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・ 生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき，速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人一人の表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授業中：姿勢，表情，視線，忘れ物，教科書・ノート等の落書き 等

(3) 休み時間：独りぼっち，「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(4) 給食：班から机を離して食べる，食欲がない，極端な盛付，当番を押し付けられる 等

(5) 部活動：部活動が無断で休む，ペアにならない，雑用をやらされている 等

(6) 登下校指導：独りぼっち，荷物を持たされている 等

2 「いじめアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：毎月

(2) アンケート結果：学年・学校全体で共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて，生徒と面談を行う。

(4) 面談した生徒について，学年・学校全体で情報共有する。

3 教育相談の実施

- (1) 年2回、教育相談を設定する。(5・11月)
- (2) 教育相談の事前にアンケート調査を実施する。(5・11・2月)
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

4 学校生活アンケート(生徒・保護者)の実施

- (1) アンケートの実施(7・12・3月)
- (2) アンケート結果の活用

5 取組評価アンケート(保護者)の実施

- (1) アンケートの実施(7・12・2月)
- (2) アンケート結果の集計と取組の検証

6 地域からの情報収集

- (1) 学校運営協議会(5・7・12・3月)
- (2) 指宿市市生徒指導等連絡協議会(年3回実施)

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめ対策提携(県 H27.3)」に基づき、対応する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・校長を補佐し、各担当への指示を出し、情報を集め、校長に報告する。
- 教務主任は、・・・校長、教頭を補佐し、各担当の状態を確認し、情報を集める。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
担当する学年の生徒の情報収集と、心のケアを行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談係は、・・・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のケアについて、方針を検討する。さわやか相談室及び、公的教育相談機関との連携の窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーターは、…問題の背景に障がいが必要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・生命・心身への重大な被害について情報を集め、報告する。また、被害の状態により、医療機関との連携を図る。
- 部活動の顧問は、・・・担当部活動部員からの情報収集を行う。
- 心の教育相談員は、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策必携」に基づいた対応を確実に行う。
- 2 重大事態について
 - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 3 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。
 - (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援のもと、学校に・重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や、対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
情報の共有、報告・連絡・相談・確認の徹底、共通理解
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
実施の集計、事実確認、経過措置・観察、見とどけ

2 校内研修

- (1) 「わかる授業」を進めること
 - 全ての生徒が授業に参加する。活躍の場面をつくるための授業改善
 - 授業規律：1分前黙想、発表の仕方・聞き方、授業に取り組む姿勢等。充実した授業
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解など：顔を見て出席の確認を行う、個人ノートを活用する等、積極的に活用する。

(3) 情報モラル研修

インターネット・メールを利用した「いじめ」を認識し、携帯インターネット安全教室の活用や、情報モラル教育を進める。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」実施時期の検討

(2) いじめ対策委員会の開催時期の検討

(3) 校内研修会等の開催時期の検討 等